	第29回　定例総会議事録
1．日　時	令和2年8月11日（火）午後3時15分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 13名	1番　朝耒野　清　2番　和田　清秀　3番　筒井　昌一 4番　得丸　芳昭　5番　長尾　栄作　6番　齊木　清範 7番　脇　文夫　8番　加藤　隆生　9番　阿部　清 10番　釘宮　修一　11番　秋吉　和行　12番　齊藤　耕一 13番　平山　孝行
４．欠席委員 1名	14番　福崎　智幸
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第29回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第29回定例総会を開催いたします。 本日の出席は13名、欠席者は1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名されて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に9番の阿部委員、13番の平山委員、書記は事務局の今田さんにお願いします。 では、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部付属病院より北東に約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。 なお、契約成立後の経営面積は約66a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原小学校より1643－1、1643-2、1694は北西に約350m、2179は南西に約250mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はライスセンターを営んでいますので乾燥機を10台、トラクターを3台、コンバインを2台、田植機を1台、また和牛（親）を15頭、和牛（子）を9頭所有して

	います。なお、契約成立後の経営面積は約91a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
議長	なければ、次の2ページ　1番は、16ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画のための審議　1番と関連がありますので、まず2ページ　1番について大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北東に約1.4km の距離に位置した農地であり、サクランボ、ウメ、ビワ、キウイが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてゴボウ、トウキビを栽培予定です。農機具は耕運機、動力噴霧器、ユンボを各1台、トラクターを3台、管理機を2台、刈払機を6台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約31a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	続きまして、16ページ　1番について鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JA おおいた中西部事業部カントリーエレベーターより北へ1.3km の距離に位置した農地であり、現地は腰丈程度の雑草が茂っていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、新規就農者で申請地では果樹、野菜を栽培します。農機具は耕運機、動

	力噴霧器、ユンボを各1台、トラクターを3台、管理機を2台、刈払機を6台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は3条同時申請分と併せて約31a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、戻りまして2ページ2番について大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、大分市立戸次中学校より北西に約440mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機を各1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約32a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、3ページ　1番については大分地区ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。

	申請地は、西部スポーツ交流広場より北西に約1.9km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において養鶏をする予定です。農機具は鶏舎、軽トラック、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約40a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして、2番についても大分地区ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、大分市立大分西中学校より北東に約1km 圏内に点在している農地であり、現地はミカンが栽培されていました。借受人の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてミカンを栽培する予定です。農機具は草刈機を2台、動力噴霧器、トラック、運搬車を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約77a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
5番長尾委員	地目が山林となっているところも畑でしょうか。
議長	はい、ミカン畑です。

議長	他にありませんか
委員一同	ありません。
議長	なければ、4ページ　3番から5ページ　5番までは関連があり、大分地区ですので、私から一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告3番です。申請地は、西部スポーツ交流広場より南西に約1.5km に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてブルーベリー、ミカン、カキ、ウメを栽培予定です。農機具は草刈機を5台、耕運機を2台、トラクター、ショベルカー、保管冷凍庫を各1台所有しています。4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場より南西に約1.5km に位置した農地であり、現地は保全管理の状態であり、一部でサツマイモ、ナス、トウガン、カキ、ナツメ、ブルーベリーが栽培され、一棟の農業用倉庫が建っていました。申請地においてブルーベリー、サツマイモ、麦を栽培予定です。農機具は3番と同様です。4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は西部スポーツ交流広場より北東に約300mの距離に位置した農地であり、現地の1052-1、1052-4、1052－5、1052－8は保全管理の状態、1052－3はミカン、ユズが栽培されていました。譲受人は新規就農者であり、申請地においてブルーベリーを栽培予定です。農機具は同様です。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を併せて約61a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、6ページ　農地法第5条許可申請　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校の北約1.2km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当といたします。 続きまして、7ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意

	見を報告してください。
7番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校より北西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地では水稲、裸麦を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、ウイングハローを各1台、草刈機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約157a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番と、関連がありますので35ページ1番について併せて、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番秋吉委員	まず、35ページです。利用権設定をしていましたが、賃借人が体調を崩したとの理由で双方同意の上、解約するという通知です。7ページ　2番です。解約後に新たに違う方と利用権を設定するという申請です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より南西へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は飼料作物が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では飼料作物を栽培します。農機具はトラクターを4台、モア、レーキ、ロールベーラー、ボブキャット、ラッ機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約209a となります。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、8ページ　1番について鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番得丸委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北東へ約1km の距離に位置した農地であり、現地はハウスで胡蝶蘭（鉢物）が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では胡蝶蘭を栽培します。農機具はトラック、バン、フォークリフトを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約64a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、9ページ　2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番得丸委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北へ約500mの距離に位置した農地であり、現地はハウスでオオバが栽培されていました。利用権設定を受け

	る者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地ではオオバを栽培します。農機具は消毒機、ボブキャット、トラクター、ダンプカーを各1台所有している。利用権設定後の経営面積は約61a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、10ページからの　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番と23ページ2番は関連がありますので、植田地区の委員さんは併せて現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	まず23ページです。農地を相続した届出がでています。10ページです。相続した農地の賃借権の申請が出ています。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、籾摺機を各1台、トラックを2台、乾燥機、草刈機を各3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約140a となります。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、11ページ　2番について稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立稙田小学校より南東へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稲を栽培します。農機具は田植機、コンバインを各1台、トラクター、草刈機を各2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約112a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、12ページ　3番について稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立稙田小学校より南へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機

	具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約153a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4番について稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は大分市立稙田小学校より南へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各2台、草刈機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約151a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、13ページ　5番について稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、稙田市民行政センターより南東へ約600mの距離に位置した

	農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は田植機、草刈機、コンバイン、トラクターを各2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約170a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、14ページ　6番について稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。2筆の地目が宅地となっていますが、現況は田です。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬西小学校より北東へ約300mの距離に位置した農地であり、470はカキが植えられ、469-1は一部が畑として利用されており、その他は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、草刈機を各2台、田植機、コンバイン、籾摺機、乾燥機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約140a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、15ページ　7番について、稙田地区の委員さんは現地調査報

	告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より北西へ約300mの距離に位置した農地であり、現地はホウズキ、キクが植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地でホウズキ、キクを栽培します。農機具はトラクター、マルチ張り機を各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約34a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次の16ページ　1番については第1号議案に関連して報告をいただいていますので、17ページ　2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より南西へ約1.5km の距離に点在した農地であり、現地は1228-1、1232-1はカボス、その他は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稲、カボスを栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台借用、草刈機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約32a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、18ページ3番は大分地区ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市西部スポーツ交流広場より南西へ約1km の距離に点在した農地であり、現地はミカン、イチジクが植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではミカン、イチジクを栽培します。農機具は動力噴霧器、草刈機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約114a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。第3号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 それでは、次に19ページからの　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議です。説明は事務局からお願いします。

事務局	まず19ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上詰地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者です。申請地では水稲・麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,268a となります。 続きまして2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者です。申請地では水稲、麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,460a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、2件とも承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第4号議案について採決します。第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 それでは次に、21ページ　第5号議案　非農地証明願　1番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。申請

	地は、大分市立横瀬西小学校より北約200m の距離にある農地であり、現地は原野の状態でした。状況としては、昭和52年頃より耕作放棄により原野化しています。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗環境センターより南東約1km の距離にある農地であり、現地は山林の状態でした。状況としては、昭和52年頃より耕作放棄により山林化しています。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、3番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗環境センターより南東約1km の距離にある農地であり、現地は山林の状態でした。状況としては、昭和57年頃より耕作放棄により山林化しています。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当とのご意見をいた

	だいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次に22ページ　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より北に約1.2km に位置する農地であり、現地は宅地として利用されていました。状況としては、大正12年頃より宅地として利用されているとのことです。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。第5号議案について非農地相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 次の23ページからの第6号議案は報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	23ページから26ページは農地法３条の３届出で、相続等により農地を

	取得した届出が合計で7件でています。27ページから29ページについては農地法第４条第１項第８号届出で、市街化区域の農地を所有者が転用する届出が合計で17件出ています。30ページから34ページは、農地法第５条第１項第７号届出で、市街化区域の農地で権利移動を伴う転用の届出が合計で56件出ています。次に35ページ、36ページになります。農地法第１８条第6項通知で、利用権と戦前小作について双方合意での解約の通知が2件出ています。最後になりますが、37ページから39ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についてということで、携帯電話無線基地局の設置工事の事業計画書が、合計で4件出ています。以上が6号議案の報告事項です。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	なければ、これで第29回定例総会を閉会します。